

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
No.	<p>●FX取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守の義務付け 〔金商業等府令第123条第1項第21号の2、第21号の3、第3項、第4項、第5項〕</p>	
	<p>▼ロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける必要性</p>	
1	<p>ロスカットは、FX業者が投資家に対するリスク管理として行うものであり、公益や投資家保護のための方策ではないため、金融商品取引業等に関する内閣府令案(以下「金商業等府令案」という。)第123条で規定するのは不相当である。</p>	<p>顧客が証拠金を上回る損失を被ることや業者の財務に影響を与えることを防止するため、ロスカット・ルールの整備・遵守が重要と考えられます。</p> <p>なお、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けにより、一定程度、顧客に不測の損害が生じるおそれや業者の財務の健全性に影響が出るおそれが減少するものの、高レバレッジ取引については、相場急変時等にはロスカットが必ずしも適切に機能せず、顧客保護や金融商品取引業者等のリスク管理の観点から問題を生じるおそれがあります。これに加え、高レバレッジ取引は、過当投機の問題もあります。これらの点を踏まえ、ロスカット・ルールの整備・遵守に加え、外国為替証拠金取引について証拠金規制を導入する必要があると考えており、そのための内閣府令の改正案を別途本年5月29日から6月29日までパブリックコメントにかけたところです。</p>
2	<p>FX業者に限らず企業は、損害が生じうることを踏まえてリスク管理を行った上でビジネスを行っているものであり、一時的な財務体質の悪化をことさらに問題視する必要はないのであるから、ロスカット・ルールは不要である。</p>	
3	<p>業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えることを防止するという目的であれば、分別管理に対する適切な規制により解決すべきであり、ロスカット・ルールは不要である。</p>	
4	<p>企業が破綻した場合に一般債権者が損害を被ることは、FX業者に限らず企業では一般に生じるところであり、FX業者にのみ破綻防止策としてのロスカット取引を義務付ける理由はない。むしろ、銀行が破綻したときはペイオフにより顧客の預金は1,000万円までしか保護されないことから、銀行にこそ破綻防止策を義務付けるべきである。</p>	
5	<p>業者がロスカットを行わなくとも、投資家は、株式取引における「逆指値取引」と同種の注文を行うことにより、ロスカットと同様の効果を得ることができ、投資家は自分の意思により、自己責任でロスカットを行うことができるので、特に業者にロスカットを義務付ける必要はない。</p>	
6	<p>顧客に一定の損失が発生したとして業者がロスカットを行う場合、ロスカットを行う時点では、相場がさらに変動していて損失がさらに拡大していることが多く、預託している証拠金の全額を超えて損失が発生することもありえるため、ロスカットは投資家保護の役に立たないのではないか。</p>	
7	<p>相対的に流動性が小さく、かつ流動性が顧客から見にくい取引である店頭取引において、レバレッジ規制を併せて採用することなくするロスカット・ルールの導入は、かえって顧客に不測の損害を被らせることになりかねない。</p>	
	<p>▼ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けの対象となる取引の範囲等</p>	
8	<p>金商業等府令案第123条第3項に規定する「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、例えば、本邦における(株)東京金融取引所の取引所為替証拠金取引「くりっく365」との理解でよい。</p>	<p>ご指摘のとおり、「くりっく365」は、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第123条第3項に規定する「通貨関連市場デリバティブ取引」に該当します。</p>

9	金商業等府令案第123条第5項に規定する「通貨関連外国市場デリバティブ取引」とは、例えば、CME（シカゴ・マーカンタイル取引所）の上場商品である「通貨先物」及び「通貨先物オプション」との理解でよいか。	ご指摘のとおり、CME（シカゴ・マーカンタイル取引所）の上場商品である「通貨先物」や「通貨先物オプション」は、金商業等府令第123条第5項に規定する「通貨関連外国市場デリバティブ取引」に該当します。
10	金商業等府令案第123条第1項第21号の2の「顧客がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引」には、顧客である取次者より受注する、その最終顧客の計算において行う取引は含まれないとの理解でよいか。	取次ぎの場合にも金商業等府令第123条第1項第21号の2及び第21号の3の規定の適用があり、取次者や取次ぎ先において適切にロスカット・ルールを整備・遵守する必要があります。
11	法人向けの店頭デリバティブ取引においては、24時間リアルタイムで損失額等を把握し、ロスカット・ルールに抵触した場合、直ちに決済するという一律機械的なルールは実情にあわない。一日一度の判定でも良いことや、判定の後、反対売買等によりポジション解消するか、追加で担保を入れるか、等を顧客に判断いただくための猶予期間を設ける等、取引の実情に合わせたルールの制定を認めてほしい。	法人を相手方とする通貨関連デリバティブ取引は、各法人の信用力を審査し、それに応じて無担保又は有担保で与信枠が設定されるとの手法が一般的であり、個人顧客を相手方とするFX取引とは異なる状況にあると考えられます。このため、ご指摘も踏まえ、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けの対象を個人顧客を相手方とする取引とするよう、規定を修正します（金商業等府令第123条第1項第21号の2）。
12	金商業等府令案第123条第1項第21号の2及び第21号の3に規定するロスカット取引の整備、遵守については、特定投資家を相手方とする取引を適用除外としていただきたい。	
13	通貨オプション取引につき、委託証拠金その他の保証金の受領は行っていない場合、金商業等府令案第123条第1項第21号の2及び第21号の3において定める「ロスカット取引」を行うための体制整備は不要という理解でよいか。また、通貨オプション取引につき、担保として金銭以外のもの（預金等）を受領している場合も、同様に「ロスカット取引」を行うための体制整備は不要という理解でよいか。	金商業等府令第123条第1項に規定する「通貨関連デリバティブ取引」については、ロスカット・ルールの整備・遵守が必要です。 ご指摘も踏まえ、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けの対象を個人顧客を相手方とする取引とするよう、規定を修正します（金商業等府令第123条第1項第21号の2）。 なお、個人顧客を相手方とする取引について、証拠金規制を導入するための内閣府令の改正案を別途本年5月29日から6月29日までパブリックコメントにかけたところです。
14	通貨オプション取引につき、委託証拠金その他の保証金の受領は行っていない場合、「ロスカット取引」のルールはどのように定めるべきか。	
15	金商業等府令案第123条第1項第21号の2に規定する「ロスカット取引」について、例えば「顧客がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客が当該通貨関連デリバティブ取引につき預託している委託証拠金その他の保証金の額に当該顧客との間であらかじめ約した率を乗じ、又は当該顧客との間であらかじめ約した金額を差し引いて得た額に達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済」と定義して、顧客の損失が保証金から一定額を差し引いた額に達した場合の取引がロスカット取引に含まれるようにすべき。	ロスカット・ルールは投資者保護及び金融商品取引業者等のリスク管理の観点から適切に定められる必要がありますが、ご指摘も踏まえ、ロスカット・ルールにおいて、顧客の損失が一定額に達した場合にロスカットを行うこととするのも差し支えないものと考えられることから、規定を修正します（金商業等府令第123条第1項第21号の2）。
16	金商業等府令案第123条第1項第21号の2は、ロスカット取引について、具体的な算定基準を定めているが、金融商品取引業者等によって、ロスカット取引を行う基準は様々であることからすると、ロスカット取引の定義は「顧客がその計算において行う通貨関連	

	デリバティブ取引において、当該顧客の損失があらかじめ定めた水準に達した場合に行う通貨関連デリバティブ取引の決済」という程度にとどめておくべきではないか。	
▼ロスカットの方法		
17	<p>全ての建玉につき、一定の不利な方向での価格変動が生じた場合に反対売買を行うとする逆指値注文を受託(委託証拠金を上回る損失の発生しない範囲に限る)・執行することをもって、ロスカットを実行するための管理体制としている。このような体制を採る場合には、「顧客がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引につき、通貨の価額が当該顧客との間であらかじめ約した価格変動幅を加減して得た価額に達する場合に行うとする通貨関連デリバティブ取引の決済を行うための十分な管理体制を整備」すること及び「全ての建注文について、顧客に予め当該ロスカットのための反対売買の逆指値注文を義務付け、受託・執行していること」をもって、金商業等府令案第123条第1項第21号の2、同項第21号の3に規定するロスカットを行うための十分な管理体制及び当該体制に基づきロスカットを行っている状況と考えて差し支えないことを確認したい。</p>	<p>投資家保護及び金融商品取引業者等のリスク管理の観点から適切に行われる限りにおいて、「全ての建注文について、顧客に予め当該ロスカットのための反対売買の逆指値注文を義務付け、受託・執行していること」といった方式もロスカット・ルールとして排除されるものではありません。ただし、このような方式をロスカット・ルールとして採用する場合、契約が存続する間、常に逆指値の注文が有効となっている必要があり、また、逆指値の注文価格は顧客の損失が当該顧客が預託した証拠金を上回ることがないように定める必要があります。</p>
18	<p>既存の個別取引契約において、評価損拡大時に追加担保を徴収し、担保を差し入れない場合は契約を解除するという契約内容で契約を締結しており、当該契約に基づき適切な管理を行う場合には、結果的にロスカットと同等の効果があるため、今回の規制改正における顧客保護の主旨には反しないと考えられるが、このような既存の契約に係る管理方法の場合には、金商業等府令案第123条第1項第21号の2の「ロスカットを行うための十分な管理体制」を整備しているとの理解でよいか。</p>	<p>損失の額がロスカット水準に達した場合には、ロスカットを行う必要があります。損失の額がロスカット水準に満たない一定の水準に達した場合、追加担保を求め、担保を差し入れない場合に契約を解除するという対応をとることは妨げられないものと考えられますが、追加担保を求めている間に、損失の額がロスカット水準に達した場合には、ロスカットを行う必要があります。</p>
19	<p>同一通貨ペアの売建玉と買建玉について、対当している部分の建玉を総合的に捉えると、スプレッドに変更がない限り、為替変動による損失は発生しないのであるから、顧客に不測の損害が生じないようにするためには、同一通貨ペアの売建玉と買建玉の数量差の部分について決済を行えば足りるのではないか。</p>	<p>同一通貨ペアの売建玉と買建玉の同額の建玉部分については、外国為替相場の状況によっては、同一の価格で取引が決済できるとは限らないことに留意しつつ、顧客の損失が証拠金の額を上回らないようにロスカット・ルールを適切に定める必要があるものと考えられます。</p>
20	<p>金商業等府令案第123条第1項第21号の2によれば、通貨関連デリバティブ取引の評価損を上回る評価益が規制対象外であるその他の店頭デリバティブ取引に生じていた場合であっても、通貨関連デリバティブ取引についてロスカットをする必要があります。この場合、顧客は、デリバティブ取引全体として損益を認識していると考えられるため、通貨関連デリバティブ取引だけを切り出してロスカットを判定するよりも、その他のデリバティブ取引も含め、デリバティブ取引全体として損益管理する方が適切であり、顧客保護の主旨にも反しないと考えられる。このため、</p>	<p>ロスカットの具体的方法は、投資者保護の観点から、金融商品取引業者等において整備が求められるロスカット・ルールにおいて適切に定める必要があるものと考えられます。</p> <p>通貨関連デリバティブ取引における顧客の損失を一定の範囲におさえる観点から、通貨関連デリバティブ取引の損益を通貨関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引と合算することは適当でないものと考えられます。</p> <p>なお、ご指摘も踏まえ、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けの対象を個人顧客を相手方とする取</p>

	金商業等府令案第123条第1項第21号の2の対象となる取引と同号の対象とならない店頭デリバティブ取引を合算して損益管理することを、あらかじめ顧客との間で約している場合は、同号の規制対象外の店頭デリバティブ取引も同号の計算(デリバティブ損益と証拠金額によるロスカット判定)において合算してもよいこととしてほしい。	引とするよう、規定を修正します(金商業等府令第123条第1項第21号の2)。
21	通貨オプション取引は、時価を算出するのに時間を要しリアルタイムで損失額を把握することは困難であり、また、代用有価証券を認めている場合、その時価の算出には時間を要することからすると、通貨オプションについては、こうした実情に合わせた適切な管理ができれば問題ないことを確認したい。	通貨オプション取引についても、顧客の損失を限定するため、ロスカット・ルールを適切に整備・遵守する必要があると考えられます。
22	金商業等府令案第123条第1項第21号の2により整備すべきロスカット・ルールは、ロスカットとなるレートに到達した瞬間にロスカットが執行されるものであるべきである。また、ロスカットすべき基準値を個人ごとに設定できるようにするべきである。	ロスカットを行なう基準に達した場合には、顧客の損失を最小限に抑えるため、ロスカットの手続を直ちに行う必要があります。 また、ロスカット水準は、証拠金を上回る損失が生じることのないよう適切に設定する必要がありますが、その範囲内において、顧客ごとにロスカット基準値を設定できるようにするかどうかは金融商品取引業者等が判断すべき事柄と考えられます。
23	店頭デリバティブ取引のロスカットには、利益相反が伴うものであるから、業者が行うロスカットの公正性をどのように担保するかが重要である。そこで、ロスカットについては、人間が介在しない、パッシブなシステムで管理し、顧客に証拠金以上の損失が発生した場合には、それを発生させた業者に当該損失を負担させることが、投資家保護となると考えられる。	ロスカット・ルールの整備に加え、金融商品取引業者等が定めたロスカット・ルールを運用するための適切な体制を整備する必要があります。
▼ロスカットを行っていない状況		
24	金商業等府令案第123条第1項第21号の3において、「ロスカット取引を行うための十分な管理体制を整備していない状況」だけでなく、「通貨関連デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていない状況」を別途規定した趣旨は何か。また、両者の具体的な違いはどのような場合に生じるのか。	今回の改正は、投資者保護及び金融商品取引業者等のリスク管理の観点から、通貨関連デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等にロスカット・ルールの整備を求めるとともに、さらに、当該ルールに従い適切にロスカットを実施することを求めるものです。 金商業等府令第123条第1項第21号の2は、あらかじめ、ロスカットを執行するためのルールや管理体制を整備することを定めるものです。これに対し、同項第21号の3は、あらかじめ金融商品取引業者等が定めたロスカット・ルールに従いロスカットを適切に実施することを定めるものです。
25	金商業等府令案第123条第1項第21号の3で新設されている、「通貨関連デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況」とは、どのような状況か。定義によれば、ロスカット取引は条件が成就した場合に行う取引の決済を指すから、ロスカットを行っていない状況とは、条件が成就しないために取引を決済していない状況を指す。ここでは、おそらくロスカット取引の制度を導入していないことを意味すると思われるので、それに合わせた表現にすべき。	
▼経過措置の導入		
26	「ロスカット・ルール」に係る率については、「顧客との間であらかじめ」約すことが求められている。既契約済みの個別取引(施行時点の取引残高)については、取引条件を当初契約時より変更することとなるた	今回の改正は、施行日前に締結した決済期限が到来していない個別の既存契約の変更を義務付けるものではありませんが、既存契約についてもロスカット条項が存在する場合には、適切にロスカットを行う必

	め、顧客より契約の変更の同意を得るのに相応の時間を要する。本規制施行時点において、既に契約済みの個別取引については適用除外としていただきたい。また、既に契約済みの基本契約書に基づく、施行日以後に締結の新規取引についても、施行日以後一定期間の猶予(最低6か月以上)をいただきたい。	<p>要があります。</p> <p>なお、ご指摘も踏まえ、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けに関し、ロスカット・ルールの制定・契約書の雛形の改定・システム整備等に要する準備期間を勘案し、既存業者について6か月の経過措置を設けるよう、規定を修正します(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令附則第2条)。</p>
▼その他の意見		
27	ロスカット・ルールの整備・遵守が義務付けられた事は高く評価できるが、次の段階として、ルールの整備・遵守義務に違反した場合の罰則、顧客の損害に対する損害賠償義務の法定を検討すべきである。	ロスカット・ルールの整備・遵守について、違反があった場合には行政処分の対象となります。罰則や損害賠償義務を法定することについては、他の規定との整合性等の観点も含め、慎重な検討が必要と考えられます。
28	金商業等府令第123条第1項第21号の2に「以下この号及び次号において『ロスカット取引』という。」とあるが、「以下この号及び」の文言は不要ではないか。	ご指摘を踏まえ、規定を修正します(金商業等府令第123条第1項第21号の2)。
●区分管理方法の金銭信託への一本化[金商業等府令第143条、第143条の2、第143条の3]		
▼区分管理の対象となる通貨関連デリバティブ取引等の対象範囲等		
29	金融商品取引法施行令第1条の8の4第1項第2号及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第15条に規定されるデリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者及び資本金10億円以上の株式会社(店頭デリバティブ取引のプロ等)は、今後も引き続き区分管理の対象外であるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
30	金商業等府令第143条第3項第2号に規定する「第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引」は、「(外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために行うものであって、当該損失の可能性を減殺するために行われることが金融商品取引業者等において確認されるものを除く。)」までかかるという理解でよいか。	ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けの対象を個人顧客を相手方とする取引とするよう規定を修正したことに伴い、「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために行うものであって、当該損失の可能性を減殺するために行われることが金融商品取引業者等において確認されるものを除く。」との規定を金商業等府令第123条第4項から同府令第143条第3項第2号に移しています(金商業等府令第143条第3項第2号)。
31	本改正は、外国為替証拠金取引業者に対する規制を目的とすることであると考えられるが、そうであれば、本改正による規制の範囲として通貨関連店頭デリバティブ取引を通貨を対象とする先渡取引(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第22項第1号)、金融指標先渡取引(同項第2号)、オプション取引(同項第3号)と幅広く規定するのではなく、外国為替証拠金取引を定義のうえ、今規制をその取引の範囲に對してかけるべきである。	通貨を対象とする先渡取引、指標先渡取引、オプション取引といった経済的実質が類似する取引については、投資者保護や金融商品取引業者等のリスク管理の観点から、同様の規制を行うことが適切であると考えられることから今般の規制の対象としました。
32	いわゆる「外国為替証拠金(FX)取引」について、法令上の定義を明確化してほしい。	
▼受益者代理人の範囲		
33	投資者保護の観点から、顧客区分管理信託につい	投資者保護基金は有価証券取引に関し一般顧客

	ても顧客分別金信託と平仄をとる形で投資者保護基金を受益者代理人に加えるべきである。	に対する支払その他の業務を行うことにより投資者保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的として設立された団体であり、その業務範囲を超えて通貨関連デリバティブ取引等に関する受益者代理人になることは困難であると考えられます。
34	「弁護士等」には、弁護士法人、監査法人、税理士法人等が含まれるとの理解でよいか。	ご指摘も踏まえ、監査法人、弁護士法人及び税理士法人が、金融商品取引業者等から通貨関連デリバティブ取引等の区分管理に関する業務を受託できるよう、規定を修正します(金商業等府令第143条の2第1項第2号)。
35	金商業等府令第143条の2第1項第2号の規定により受益者代理人として選任される弁護士について、社内弁護士や委託者と顧問関係にある者は除かれるとの理解でよいか。	利益相反の防止といった観点から、金融商品取引業者等において受益者代理人として適切な者を選任する必要があります。
36	金商業等府令第143条の2第1項第2号に規定する「金融庁長官の指定する者」とは、具体的にどのような者か。	現時点において具体的な者を想定しているものではありませんが、今後、必要に応じ、規定していくこととなります。
37	信託解約の実務で、受益者代理人の承認を得て信託銀行に解約指示を出す、社外の者が受益者代理人となると実務上支障があるため、金商業等府令第143条の2第1項第2号について、顧客分別金信託と同様(同府令第141条第1項第2号)に「受益者代理人を選任することとする」という程度の条文とし「当該受益者代理人のうち少なくとも一人は、弁護士…」のくだりは運用でカバーすることとしてほしい。	顧客分別金信託においては、投資者保護の観点から、通知金融商品取引業者(金商法第79条の54)に該当することとなった場合は、投資者保護基金を受益者代理人とすることが求められています。顧客区分管理信託についても、同様に、投資者保護の観点から、金融商品取引業者等が金商業等府令第143条の2第1項第4号イからトまでに掲げる要件に該当することとなった場合は、弁護士等を受益者代理人とすることが求められるものです。 なお、受益者代理人を複数定め、日常的に行われる解約等については、弁護士等以外の受益者代理人の承認があれば足りるとすることも金商業等府令第143条の2第1項第2号に反するものではないと考えられます。
▼顧客区分管理必要額の算定		
38	FX業者が個別顧客区分管理必要額を算定するに当たっては、顧客からの預託金や保証金に対して、実現損益だけでなく評価損益やスワップポイントも加減算するという理解でよいか。また、スワップポイントについては、決済後のスワップポイントだけでなく未決済(実現前)のものも加減算の対象となるという理解でよいか。	通貨関連デリバティブ取引等の未決済の評価損益やスワップポイントは、顧客が反対売買により引き出さない場合には、金融商品取引業者等に滞留することになることから、顧客に返還すべき通貨関連デリバティブ取引等に係る金銭その他の保証金の額に該当することとなります。
39	金商業等府令第143条の2第1項第6号によれば、信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に不足相当分を信託財産に追加することとあるが、「2営業日以内」とする基準は信託会社及び信託業務を営む金融機関の営業日という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
40	金商業等府令第143条の2第1項第6号の規定による顧客区分管理必要額に対する不足分の追加は、当該必要額が満たないこととなった翌日から起	信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額に満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、不足額に相当する金銭が信託財産に追加

	算して3営業日以内という理解でよいのか。	されることが必要です。
41	金商業等府令案第143条の3に規定する個別顧客区分管理金額等の算定等について、外貨評価の場合、適用レートの基準は金融商品取引業者等が任意に決められることができるという理解でよいのか。	外貨で預託された証拠金について、円貨で信託する場合の換算レートについては、公正かつ適正な水準を採用する必要があるものと考えられます。なお、その採用する換算レートについては、継続的に用いる必要があり、後日、何を用いたか検証できる必要があるものと考えられます。
42	顧客より外貨による証拠金の預託を受けている場合、顧客区分管理必要額の算定にあたっては、顧客ごとの外貨残高に対して算定日の最終為替レート(例えばニューヨーククローズレート)を乗じて評価した邦貨換算相当額の合計を当該顧客区分管理必要額とする理解でよいのか。	
43	いわゆる名義相違入金については、顧客本人からの入金であること、及び振込人並びに振込名義の訂正が行われるまで当該振込金を取引口座に反映していないが、当該金額を顧客区分管理必要額の算定から控除するという理解でよいのか。	金商法第43条の3の規定は、自己の固有財産と顧客の財産を明確に区分して管理することを求めるものです。ご質問のような金銭については、金融商品取引業者等の自己の固有財産に帰属しないものであり、同条に基づく区分管理が必要であると考えられます。
▼顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約		
44	金商業等府令案第143条の2第1項第9号に、「次に掲げる場合以外の場合には……解約を行うことができないものであること」として、イ及びロが規定されているが、受託者としては、委託者の重要な義務違反があり、催告にも係らずそれが治癒されない場合、又は、経済情勢その他の事由で受託者が信託目的を果たせなくなった場合にも受託者からの全部解約が認められないとかえって投資家保護に反するため、同号の主語を委託者にして、受託者を規制する内容にはしないように変更すべきである。	金商業等府令案第143条の2第1項第9号の規定は、委託者である金融商品取引業者等による顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約を制限するものです。
45	顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約の要件に、顧客の受渡取引に係る総代金についても要件の一部として追加してほしい。若しくは、顧客の受渡取引に係る総代金については、カバー取引先へ差し入れる必要があるため、当該金額を顧客区分管理必要額から控除するという認識でよいのか。	顧客の要請により預託を受けている証拠金を払い出した場合には、顧客区分管理必要額を算出するに当たり顧客に払い出した額が減少することになると考えられます。この場合、信託財産の元本の評価額が当該顧客区分管理必要額を超過している場合には、その超過額の範囲内で信託財産の一部解約が可能となります(金商業等府令案第143条の2第1項第9号イ)。
46	顧客区分管理信託に係る契約の全部又は一部の解約の要件に、顧客からの出金依頼についても要件の一部として追加して頂きたい。若しくは、顧客からの出金依頼に係る総代金については、当該出金額総額が自己資金でまかなえない可能性があるため顧客区分管理必要額から控除するという認識でよいのか。	また、区分管理方法の金銭信託への一本化は、顧客資産の保護を目的とするものであり、カバー取引先へ差し入れるための金額について顧客区分管理必要額から控除することは認められません。
▼外国貿易等に関するヘッジ取引の確認方法等		
47	金商業等府令案第123条第4項の「為替変動による損失の可能性を減殺するために行うもの」について、①オプションの購入とオプションの売却を併用する場合、②オプション売却のみを行う場合であっても問題が無いことを確認したい。 金商業等府令案第123条第4項の「為替変動による損失の可能性を減殺するために行うもの」について、デリバティブ取引にコスト削減のために消滅特約	「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために行うもの」に該当するかどうかは、個別具体的に検討する必要がありますが、①オプションの購入とオプションの売却を併用する場合、②オプション売却のみを行う場合、③消滅特約が付加された場合、について直ちに排除されるものではありません。

	等を付加することに問題はないことを確認したい。	なお、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けの対象を個人顧客を相手方とする取引とするよう規定を修正したことに伴い、「外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために行うものであって、当該損失の可能性を減殺するために行われることが金融商品取引業者等において確認されるものを除く。」との規定を金商業等府令第123条第4項から同府令第143条第3項第2号に移しています(金商業等府令第143条第3項第2号)。
48	金商業等府令第123条第4項に規定する外国貿易等ヘッジ取引について、取引にあたっては包括で枠を設定することが多いが、枠設定時に取引目的がヘッジであることを確認し、定期的(年一回)な枠更改時においても取引目的が不変であることを確認している。この場合は、金商業等府令第123条第4項で除外される貿易等に関するヘッジ取引についての確認は、取引都度では不要との理解でよいか。	外国貿易等に関するヘッジ取引(金商業等府令第143条第3項第2号)であることの確認は、適切かつ確実な方法により行われることが必要であると考えられます。 例えば、外国貿易等に関するヘッジ取引(金商業等府令第143条第3項第2号)であることを取引枠を設定するときに確認し、合理的な期間ごとにその枠内で外国貿易等に関する取引が行われているかを確認するといった方法も考えられます。
49	金融商品取引業者が顧客に確認した記録を残す、あるいは、金融商品取引業者が用意する書面で確認するなど、顧客へ確認したことを後日検証できる方法であれば問題ないことを確認させてください。	また、確認方法について、後日、検証可能な適切な方法であることが必要です。
50	金商業等府令第123条第4項で除外される貿易等に関するヘッジ取引の確認は、以下の方法により行うことでもよいか。 ①顧客が貿易を行っていることを、顧客の会社の全部事項証明書(登記簿謄本)等や顧客の開示書類、HPなどで確認し、為替変動リスクを有する顧客であることを確認した上で顧客カードに記載し、取引締結前には当該顧客が為替変動リスクを有する顧客である旨を顧客カードより確認する方法。 ②顧客から、当該顧客が行う通貨関連デリバティブ取引は貿易のためのヘッジである旨の表明を書面等で行っていただく方法。(包括的な書面を認めていただきたい。個別の場合であっても、オーダー執行後に送る個別取引確認書などにより顧客にその旨の表明をもらうなど、事後でも良いこととしていただきたい。)	金商業等府令第143条第3項第2号に規定する確認については、顧客の属性や業種から推測するだけでは不十分と考えられます。また、取引を行うまでに確認する必要があります。
51	金商業等府令第123条第4項で除外される貿易等に関するヘッジ取引であることの確認は、取引開始時に顧客の取引目的を確認するとともに、業種等から取引の蓋然性が判断できれば問題ないとの理解でよいか。	
▼その他の意見		
52	店頭デリバティブ取引に係る担保や保証金は CSA (Credit Support Annex)等に基づき包括的・商品横断的となっており、顧客分別金信託と顧客区分管理信託を区別するような扱いは実務上対応が困難であるため、顧客分別金信託と顧客区分管理信託を一体と	顧客分別金信託(金商業等府令第141条第1項)と顧客区分管理信託(同府令第143条の2第1項)では、信託の対象となる取引が異なることや、受益者代理人が異なること等から、これらを一体とすることは困難であると考えられます。

	<p>することを可能とすべきである。顧客分別金信託と顧客区分管理信託を明確に区別することを義務付ける場合、通貨関連デリバティブ取引や有価証券関連デリバティブ取引を含めて商品横断的に与信額(エクスポージャー)を算定し、当該与信額を保全するため包括的に受け入れている店頭デリバティブ取引に係る担保や保証金については、どのような方法で顧客分別金信託と顧客区分管理信託に分割すべきであるか。</p>	<p>なお、今回の改正前においても、顧客分別金信託と改正前の金商業等府令第143条第1項第2号に規定する金銭信託は別々に信託することが求められています。これらの信託の対象となる取引のために預託を受けた金銭又は証拠金については、適切に区分して信託することが求められます。</p>
53	<p>顧客区分管理信託の要件等は、金商業等府令第141条の顧客分別金信託の要件と重なる部分が多い。現在、国会審議中の金融商品取引法改正案(改正法第43条の2第1項第2号)においては、有価証券関連店頭デリバティブ取引の現金担保は、顧客分別金信託に預託することが義務付けられることとなっているが、同じ金融商品取引業の店頭デリバティブ取引の担保として預かる現金であるのに、行うデリバティブの対象原資産が異なることにより、異なる信託において管理をしなければならないのは、オペレーションとして非効率である。顧客区分管理信託という別の信託を設定するのではなく、顧客分別金信託への預託でも良いこととしてほしい。</p>	
54	<p>通貨関連デリバティブ取引とそれ以外のデリバティブ取引にかかる金銭の区分管理が異なると実務上手続きが煩雑となることから、金商業等府令第143条の2の対象となる金銭信託を、同府令第143条第1項第1号に規定する金銭信託に加えて、同項第2号口に規定する金銭信託についても追加してほしい。</p>	<p>通貨関連デリバティブ取引等以外のデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。)については、顧客区分管理信託の要件に反しない限りにおいて、通貨関連デリバティブ取引等と一体として信託することも排除されるものではありません。</p>
55	<p>「通貨関連デリバティブ取引等」と「それ以外の店頭金融先物取引」で現金担保の管理方法を分けるのは何故か。「それ以外の店頭金融先物取引」で現金担保につき、顧客区分管理信託への預託も選択できるよう措置してほしい。</p>	
56	<p>今般の内閣府令の改正は、外国為替証拠金取引業等の経営破綻時において顧客被害が発生する事例を受け、外国為替証拠金取引業者等への区分管理義務等を見直すものであり、顧客保護の観点からその趣旨に賛同する。しかし、取引所取引においては、取引所に顧客資金を預託させることにより、区分管理の目的は達せられているものとする。したがって、「金融商品取引業者等が、金融商品取引所又は清算機関に、不足額に相当する金銭を預託した場合には、当該不足額に係る信託義務が消滅する」との解釈を示すか、又は取引所取引については信託義務の適用対象外としてほしい。</p>	<p>取引証拠金(現金)が取引所に直ちに預託(直接預託)された場合については、区分管理(金銭信託)義務の対象とする必要はありません。しかしながら、FX業者が顧客から預託を受けた取引証拠金を取引所に預託するまでの間、FX業者に取引証拠金が滞留する場合については、店頭取引と同様に顧客保護を図る必要があることから、信託義務の対象とすることが適当と考えられます。</p>
57	<p>金融商品取引所において管理される取引証拠金についても、店頭取引と同様に、その管理方法を信託に限定する旨の改正を行うべきである。</p>	<p>取引所取引については、大量の取引を短時間で処理し、そこから生じる日々の資金決済を円滑に行う必要があることから、金融商品取引所等に関する内閣府令において、取引証拠金の管理方法として普通預金と金銭信託の2つの方法を認めているところです。</p>

		また、取引所(清算機関)については、その破綻を回避するため、專業義務や損失負担ルール(清算預託金の積み立て等)の策定義務が課せられているところであり、一般論としては、信託財産として保全されることと同程度の安全性を有しているものと考えられます。取引証拠金の管理方法を信託に限定することは、こうした取引所(清算機関)における円滑な資金決済を妨げる可能性があることから、慎重な検討が必要と考えられます。
58	顧客から預託されている証拠金が外貨であっても、金融商品取引業者等が当該外貨残高を算定日の最終為替レートに乗じて評価した邦貨換算相当額を信託している場合は、有事の際に顧客へ返還する通貨は邦貨によるものとする契約でもよいか。	今回の改正は、通貨関連デリバティブ取引等に関し、顧客から預託を受けた金銭その他の保証金について、金銭信託により区分管理することを義務付けるものであり、顧客への返還方法まで定めるものではありませんが、その返還方法については、投資者保護に欠けることがないように留意する必要があるものと考えられます。
59	現行の金商業等府令第143条では、「銀行への預託、金銭信託、カバー先への預託」への区分管理が認められており、また第94条第1項第1号において、契約締結前交付書面にカバー先を記載することが義務付けられているが、本改正により、区分管理方法は、金銭信託に一本化されるので、カバー先の記載は不必要ではないか。	カバー取引が行われているか否か、どこ会社とカバー取引を行っているかは、投資者にとって、金融商品取引業者等のリスクやロスカットの執行が確実になされるか等を判断するため重要な情報であるため、今後とも、契約締結前交付書面にカバー取引先を記載する必要があると考えられます。
60	通貨関連デリバティブ取引等における金銭を管理する場合において、預金の取扱いを行う登録金融機関においては、現在の監督指針Ⅷ-2-6にあるとおり、顧客からの金銭の預託等を、登録金融機関の本来の業務である預金として取り扱う場合には、当該金銭は分別管理の対象とならないという理解でよいか。	顧客から預託を受けた証拠金を、顧客が自由に出入金可能な預金において管理することがどのようなものであるか定かではありませんが、顧客から預託を受けた証拠金については、金商法第43条の3第1項及び金商業等府令第143条、第143条の2の規定に基づき適切に区分管理することが求められます。
61	証拠金を代用有価証券で差し入れることが認められること及び預託を受けた代用有価証券については金融商品取引法に基づく分別管理を行えば足りるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、代用有価証券については、金商業等府令第144条の規定に基づき区分管理を行う必要があります。
62	証券会社に預けた証拠金等は分別管理が義務付けられているとともに投資者保護基金の対象となっており、分別管理前に返済不能になっても基金により補償される仕組みになっている。いわば二重に保護されているということになる。今回金銭信託に一本化され、保護は前進したが、投資者保護基金相当の二重の保護のあり方を考える必要があるのではないか。 有価証券関連業に関しては、分別管理について、公認会計士又は監査法人の監査等が義務付けられているが、分別管理の実効性を担保するためには、同様の義務付けが必要ではないか。 当面、二重の保護がないこと、監査が義務付けられていないこと等を顧客への説明義務とし、広告や事前交付書面に明記し、注意を促すことを義務付けるべきではないか。	監督指針において「区分管理の状況について、例えば、定期的に、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理しているか」としており、区分管理が適切に行われるよう定期的な監査が重要であることを明記しています。 また、金商法第43条の3の規定に基づく財産の管理方法及び預託先は、契約締結前書面の記載事項となっており(金商業等府令第94条第1項第4号)、金融商品取引業者等が顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をする必要があります(金商業等府令第117条第1項第1号)。

63	<p>顧客分別金信託では年1回、公認会計士又は監査法人の分別管理監査を受けなければならないが(金商法第43条の2第3項)、金商業等府令第143条の2ではこのような監査は法令上求められていない。しかし、過去のFX会社への検査において、顧客の保証金を費消している事例が認められていることからすると顧客分別金信託と同程度の監査を求めるべきではないか。</p>	
64	<p>証券業の顧客分別金信託と比較すると金商業等府令第143条の2に規定する顧客区分管理信託は、(顧客資産保全のための)コストが高額となっている。また、顧客区分管理信託の受託者である金融機関等との契約について、どのような契約が適切になるのか明確にしてほしい。(顧客資産保全をする側にとって、あまりにも理不尽な契約を排除するため)</p>	<p>金商業等府令第143条の2に規定する要件を満たす範囲において、金融商品取引業者等と信託銀行等との間の契約によるべきものと考えられます。</p>
<p>●顧客区分管理信託について保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関等を指定する件を定める告示</p>		
65	<p>告示案第1項第1号ホに規定する貸付信託法に基づく受益証券についての元本補てんの補償とは、信託銀行によるものと解釈できるが、顧客預り証拠金の保全方法として第三者による保証契約が認められないにも関わらず、信託会社による保証で証拠金の保全を行うことは今回の金商業等府令第143条の2の主旨に反したものではないか。</p>	<p>第三者による保証は、区分管理方法として倒産隔離が十分ではないと考えられますが、信託財産の運用として、信託銀行の元本補てんのある受益証券を認めることは、既に信託財産としての倒産隔離が図られていることから、今般の区分管理に係る規制の見直しの趣旨を損なうことにはならないものと考えられます。</p>